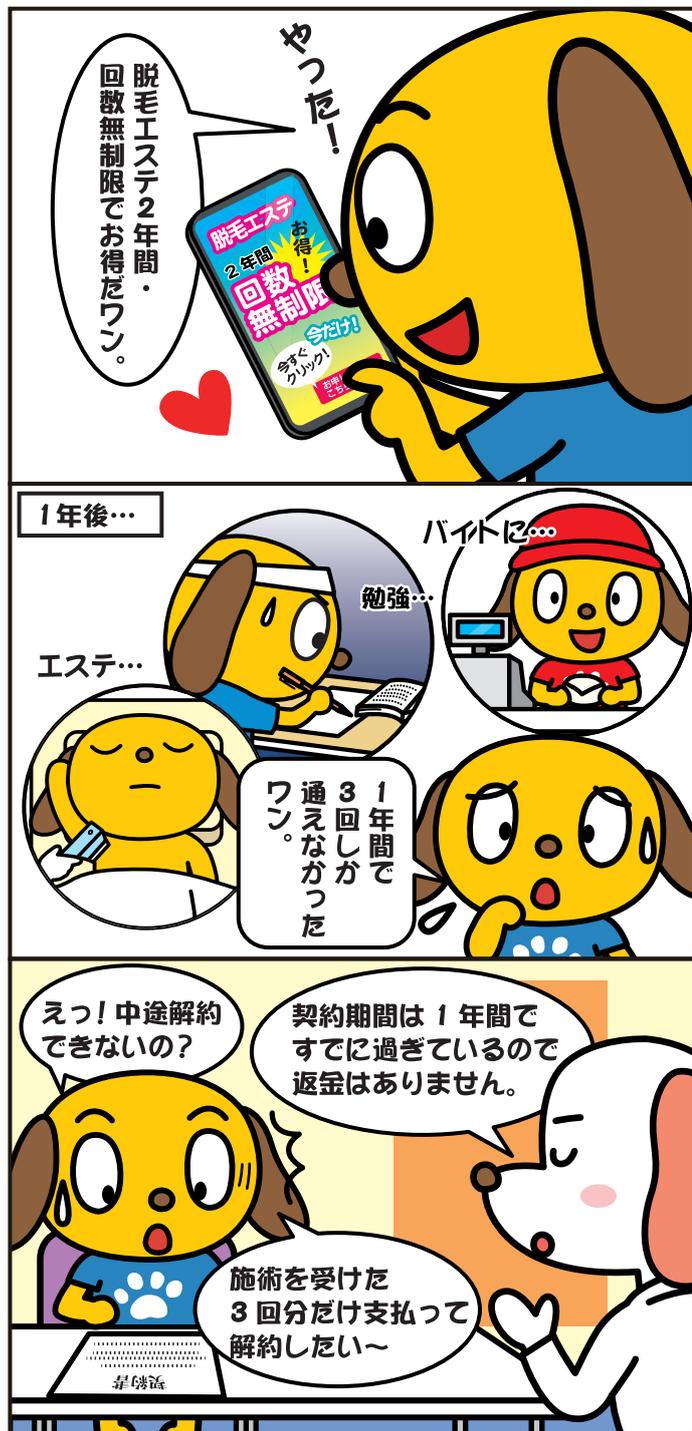


# 脱毛エステのトラブルに注意



## 【相談事例】

昨年、脱毛エステの広告を見て出向いた店舗で、2年間・回数無制限のコースをローンで50万円の契約をした。最近、中途解約を申し出たら、「契約期間は1年間で、すでに過ぎているので返金はない」と言われた。契約書を確認すると契約期間1年・施術有効期間2年と書かれていた。施術を受けた3回分だけ支払って、解約したい。

## 【トラブルの対処法】

エステサービスは、契約期間が1カ月を超え、かつ契約金額が5万円を超える場合は、特定商取引法で規制される取引に該当します。この場合、クーリング・オフや中途解約が可能です。中途解約の精算ルールでは、有償での契約期間と回数のみが対象となるため、事例のケースでは、契約期間が終了していることになり、納得できない場合は事業者との交渉になります。一方で、店舗では契約期間終了後もサービスとして施術可能な期間や施術回数を設けている場合があり、消費者の認識とのギャップが原因でトラブルになっています。

## 【トラブルにあわないために】

エステサービスでは、「通い放題」「永久保証」などをうたい、契約期間を設けていることが分かりにくい場合があります。契約する際には、有償の契約期間と施術回数を契約書面で確かめておきましょう。



中途解約する場合は、有償の契約期間中に申し出るワン